

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 石原薬品株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 竹森 莞爾
(コード番号 4462 大証二部)
本社所在地 神戸市兵庫区西柳原町 5 番 26 号
問合せ先 常務取締役 浅野 真司
(TEL 078 - 681 - 4801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会におきまして、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行い、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第 10 条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定時株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は、変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p><u>2.当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条 当社の株式に関する手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 (現行どおり)</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条 当社の株式に関する手続および手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>3.当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

(注)上記変更案は、平成21年5月15日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年6月26日開催予定の株主総会に付議する際には、字句の修正等を行うことがあります。